

定款細則

一般社団法人 大阪府助産師会

令和6年3月30日改正

第1章 総 則

(細則の目的)

第1条 この細則は、一般社団法人大阪府助産師会定款に基づき、本会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第2条 定款第4条に定める事業の実施にあたっては、必要に応じ公益社団法人日本助産師会（以下、「日本助産師会」という）との連携において実施する。

第3章 会 員

(正会員)

第3条 本会の目的に賛同した助産師資格を有する個人は、本会及び日本助産師会の入会手続きを行い、理事会の承認を受けることにより、正会員となることができる。

- 2 理事会は、入会届を提出した者が助産師資格を有し、かつ、日本助産師会の正会員である旨を確認した場合には、入会を承認する。
- 3 正会員は、本会が設置するいずれかの地区及び専門部会に所属するものとする。

(賛助会員)

第4条 本会の目的に賛同した個人又は団体は、入会手続きを行い、理事会の承認を受けることにより賛助会員となることができる。

- 2 会長は、新たに賛助会員となった者を理事会において報告しなければならない。

(免除会員)

第5条 正会員のうち、高齢かつ病弱のため助産師として就業できない理由から会費を納めることができない場合は、当該会員又は理事から会費免除の申し出を行い、理事会の承認を受けることにより免除会員となることができる。

(入会手続き)

第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書に入会金及び当該年度の会費を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 賛助会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書に当該年度の会費を添えて、会長に提出しなければならない。
- 3 入会者があった時は、会員名簿に登録すると同時に、入会者に対して会員証を交付する。

(会員の特典)

第7条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 本会が刊行する会報誌を無料で配布を受けることができる。
- (2) 本会が発行する研究・調査等の資料を受けることができる。
- (3) メール等による情報提供を受けることができる。
- (4) ホームページ内の会員のページを閲覧することができる。
- (5) 本会が主催、共催する研修会、セミナーに会員料金で参加することができる。

(退会の手続)

- 第8条 会員が退会しようとする時は、会員証を添えて退会届を会長に提出しなければならない。
なお、退会年度の会費未納者は、当該年度の会費を納入の上、退会届を会長に提出しなければならない。
- 2 会員が退会したときは、会員名簿から削除する。

(会員の異動)

- 第9条 会員は住所または就業地を変更した時は、変更届を会長に提出しなければならない。
- 2 他府県からの転入届があったときは、当該会員から会費を徴収し、会員名簿に登録すると同時に会員証を交付する。

第4章 会 費

(入会金)

- 第10条 正会員は、入会后遅滞なく入会金 5,000 円を納入しなければならない。
但し、新規(再)入会者は、会費納入のための振替口座の届出により入会金を免除する。

(会費)

- 第11条 会員は、次の会費を支払う。
- | | | |
|------|--------|-------------------------------|
| 正会員 | 年会費 | 金 20,000 円 (うち会館維持費金 3,000 円) |
| 賛助会員 | 個人 年会費 | 金 5,000 円 |
| | 団体 年会費 | 金 50,000 円 |
- 2 前1条のほか、必要に応じ、本会の活動に必要な経費を徴収することができる。

(会費の納期)

- 第12条 会費の支払は、原則として指定口座からの自動引き落としの方法による。
- 2 年会費の納期は、原則として毎年2月22日とし、同日に翌年度分を指定口座から自動引き落としとする。

第5章 役 員

(理事の構成)

- 第13条 本会の理事は、次のとおりとする。
- | | | |
|------------------------|----|----|
| (1) 会長 | 1名 | |
| (2) 副会長 | 3名 | |
| (3) 専務理事 | 1名 | |
| (4) 総務理事 | 1名 | |
| (5) 財務理事 | 1名 | |
| (6) 教育理事 | 1名 | |
| (7) 組織強化理事 | 1名 | |
| (8) 安全対策理事 | 1名 | |
| (9) 子育て・女性の健康支援センター | 理事 | 1名 |
| (10) 大阪府助産師会産前産後ケアセンター | 理事 | 1名 |
| (11) 専門部会理事 | 3名 | |

(12) 地区理事 4名以上 11名以内

(理事の職務)

- 第14条 会長は、本会の業務を統轄し、本会を代表しその業務を執行する。
- 2 副会長及び専務理事は、会長の命を受けて担当業務を執行し、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その他会長が欠けた時はその職務を代行する。
 - 3 総務理事は、本会の業務に関する連絡や調整、本会の組織運営及びその準備を行う。
 - 4 財務理事は、予算、決算及びその他財政上の執行にかかわる助言及び調整を行う。
 - 5 教育・組織強化・安全対策理事は、担当委員会を統括し、各委員会の目的、目標にむけた活動を展開する。
 - 6 子育て・女性の健康支援センター理事および大阪府助産師会産前産後ケアセンター理事は、そのセンターを統括し、管理運営を行う。
 - 7 専門部会理事は、専門部会の業務を統括し、理事会に参加して活動状況の報告を行い、専門部会と本会との連携を図り、専門的立場から本会の活動に寄与する。
 - 8 地区理事は、地区及び班の事業の推進を図り、本会の業務に関する連絡や調整を通して本会との連携を図る。
 - 9 理事及び監事の定年は、75歳までとする。

(役員を選任方法)

- 第15条 専門部会理事は、各専門部会に属する部会員の互選により選出された各専門部会の部会長をこの候補者とし、総会において承認を受ける。
- 2 地区理事は、原則として各地区に属する班長の互選により選出された地区長をこの候補者とし、総会において承認を受ける。ただし、班長以外の者が選出されることは妨げない。
 - 3 会長、副会長、専務理事、総務理事、財務理事、教育理事、組織強化理事、安全対策理事、子育て・女性の健康支援センター理事、大阪府助産師会産前産後ケアセンター理事の候補者たる理事は、総会において選挙により選出するものとし、その選出された理事の中から、理事会の決議によって、会長、副会長、専務理事、財務理事、総務理事、教育理事、組織強化理事、安全対策理事、子育て・女性の健康支援センター理事、大阪府助産師会産前産後ケアセンター理事の別を選定する。なお、副会長は他の理事を兼務することは可能である。
 - 4 監事は、総会において選挙により選出する。

第6章 日本助産師会の代議員

- 第16条 日本助産師会の代議員（日本助産師会の総会において議決権を有する）および予備代議員の候補者は、総会において選出する。
- 2 前項の選出方法は別に定める。

第7章 常任理事会

(構成)

- 第17条 常任理事会は、次の役員によって構成する。
- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 専務理事

- (4) 総務理事
 - (5) 財務理事
 - (6) 教育理事
 - (7) 組織強化理事
 - (8) 安全対策理事
 - (9) 子育て・女性の健康支援センター理事
 - (10) 大阪府助産師会産前産後ケアセンター理事
- 2 常任理事会は、会長が招集し議長となる。
- 3 監事は、常任理事会に出席し、意見を述べるができる。ただし、評決には加わらない。

(権限)

第 18 条 常任理事会は次に掲げる事項の審議、決定を行う。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会が委任した事項
- (3) その他理事会の決議を要しない会務の執行に関する事項

第 8 章 委 員 会

(常任委員会の設置)

第 19 条 定款第 33 条により、以下の常任委員会を設置する。

- (1) 選挙管理委員会
 - (2) 医療事故調査支援委員会
 - (3) 調査・懲戒委員会
 - (4) 研究倫理審査委員会
 - (5) 教育委員会
 - (6) 定例研修会担当委員会
 - (7) 産後ケアエキスパート助産師講習会担当委員会
 - (8) J-SIMELS ベーシックコース担当委員会
 - (9) NCPR 講習会担当委員会
 - (10) 実習受け入れ担当委員会
 - (11) 助産実践能力習熟段階認定研修担当委員会
 - (12) 安全対策委員会
 - (13) 災害対策委員会
 - (14) 広報・出版委員会
 - (15) IT 担当委員会
 - (16) 資料保存委員会
- 2 前項の各委員会の組織の位置づけについては、別に定める。

(特別委員会の設置)

第 20 条 前条に定める委員会のほかに会長が必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。

(委員会の役割)

第 21 条 常任委員会及び特別委員会は、それぞれ専門事項に関する調査、企画、会長の諮問事項を審議する。

(委員の選出)

- 第 22 条 委員長及び委員は、理事会が推薦し、会長が委嘱する。
2 委員長および委員の定年は 75 歳までとする。

(任期)

- 第 23 条 常任委員の任期は 2 年とする。ただし、6 年を限度とし再任を妨げない。
2 特別委員は、その属する特別委員会の解散によって退任する。

第 9 章 子育て・女性の健康支援センター

(組織)

- 第 24 条 本会に子育て・女性の健康支援センターを置く。
2 子育て・女性の健康支援センターの運営等については、別に定める。

第 10 章 大阪府助産師会産前産後ケアセンター

(組織)

- 第 25 条 本会に大阪府助産師会産前産後ケアセンターを置く。
2 大阪府助産師会産前産後ケアセンターの運営等については、別に定める。

第 11 章 地域子育て支援拠点事業 おひさまサンサン広場

(組織)

- 第 26 条 本会に地域子育て支援事業 おひさまサンサン広場を置く。
2 地域子育て支援拠点事業 おひさまサンサン広場の運営については、別に定める。

第 12 章 専門部会

(構成)

- 第 27 条 本会に、助産所部会、保健指導部会及び勤務助産師部会を置く。
2 助産所部会は、主として分娩を取り扱う助産所を開設し、又は運営する正会員をもって組織し、助産所を開設し、又は運営する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。
3 保健指導部会は、主として保健指導を業とする正会員をもって組織し、保健指導に従事する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。
4 勤務助産師部会は、主として病院等に勤務する正会員をもって組織し、病院等に勤務する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。
5 正会員は、各々の職務形態に合わせて前 3 項の専門部会の 1 つに所属する。

第 13 章 地区・班

(組織)

- 第 28 条 本会は、地区及び班を別表のとおり置く。

- 2 地区・班に地区会および班会を置く。その運営については別に定める。

第13章 選挙

(選挙規程)

第29条 本会の役員及び日本助産師会代議員候補者の選挙について必要な事項は、選挙規程にこれを定める。

第14章 細則変更

(変更)

第30条 この細則は、理事会の議決をもって変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、この細則第4章会費の規定については、理事会の議決を経て、総会の承認を得ることにより変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条において準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

1. この細則は、平成25年5月11日から施行する。
2. この細則は、平成26年6月14日から施行する。
3. この細則は、平成27年5月16日から施行する。
4. この細則は、平成30年3月10日から施行する。
5. この細則は、令和元年5月18日から施行する。
6. この細則は、令和元年7月13日から施行する。
7. この細則は、令和2年6月20日から施行する。
8. この細則は、令和3年1月16日から施行する。
9. この細則は、令和3年3月13日から施行する。
10. この細則は、令和3年6月12日から施行する。
11. この細則は、令和3年11月20日から施行する。

12. この細則は、令和5年9月16日から施行する。

13. この細則は、令和6年3月30日から施行する。

別表

大阪府内（大阪市を除く）		大阪市内	
地区名	班名（所属市町村・区）	地区	班名（所属市町村・区）
三島・ 豊能	茨木（茨木市・摂津市・島本町） 高槻（高槻市） 池田（能勢町・豊能町・池田市） 箕面（箕面市） 豊中（豊中市） 吹田（吹田市）	市西・北	北区 都島区 淀川区 東淀川区 旭区 福島区 此花区 西区 港区 大正区 西淀川区
	河内		
堺	堺（堺市）	市東・南	中央区 天王寺区 浪速区 東成区 生野区 城東区 鶴見区 阿倍野区 住之江区 住吉区（住吉区・東住吉区） 平野区 西成区
泉州	和泉（和泉市・高石市・忠岡町） 泉大津（泉大津市） 岸和田（岸和田市・貝塚市） 泉佐野（泉佐野市・泉南市・ 阪南市・田尻町・熊取町・ 岬町）		